

参 考 資 料

(新旧対照表)

(人事院提出資料)

- ・ 人事院規則 10—5 (職員の放射線障害の防止) 改正案の新旧対照表・・・ 2

人事院規則 10—5（職員の放射線障害の防止）改正案の新旧対照表

改正案	現 行
<p>(職員の実効線量及び等価線量の限度)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 各省各庁の長は、管理区域内において業務を行う放射線業務従事職員の等価線量が、<u>次の各号に掲げる組織等の区分に応じ、当該各号に定める限度を超えないようにしなければならない。</u></p> <p>一 <u>眼の水晶体 前項第一号に規定する五年ごとに区分した各期間につき百ミリシーベルト及び一の年度につき五十ミリシーベルト</u></p> <p>二 <u>皮膚 一の年度につき五百ミリシーベルト</u></p> <p>三 <u>妊娠中の女子の腹部表面 二ミリシーベルト</u></p> <p>(職員の実効線量の測定)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 前項の外部被ばくによる線量の測定は、職員が管理区域に立ち入っている間、継続して、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>一 測定は、<u>一センチメートル線量当量、三ミリメートル線量当量又は七十マイクロメートル線量当量のうち、実効線量及び等価線量の別に応じて、放射線の種類及びその有するエネルギーの値に基づき、いずれか適切と認められるものについて行うものとする。ただし、中性子線については一センチメートル線量当量を、次号ハに掲げる部位については七十マイクロメートル線量当量を測定すること。</u></p> <p>二 (略)</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、眼の水晶体の等価線量を算定するための線量の測定</u></p>	<p>(職員の実効線量及び等価線量の限度)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 各省各庁の長は、管理区域内において業務を行う放射線業務従事職員の等価線量が、<u>次に掲げる限度を超えないようにしなければならない。</u></p> <p>一 <u>一の年度の等価線量の限度 眼の水晶体については百五十ミリシーベルト、皮膚については五百ミリシーベルト</u> (新設)</p> <p>二 <u>妊娠中の女子の腹部表面の等価線量の限度 二ミリシーベルト</u> (職員の実効線量の測定)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 前項の外部被ばくによる線量の測定は、職員が管理区域に立ち入っている間、継続して、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>一 測定は、<u>一センチメートル線量当量及び七十マイクロメートル線量当量(次号ハに掲げる部位については、七十マイクロメートル線量当量に限る。)</u>について行うものとする。ただし、<u>中性子線については、一センチメートル線量当量を測定すること。</u></p> <p>二 (略)</p> <p>(新設)</p>

は、眼の近傍その他の適切な部位について三ミリメートル線量当量を測定することにより行うことができる。

4 (略)

5 前各項に規定する測定並びにこれらの測定の結果に基づく実効線量及び等価線量の算定は、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号。以下「放射性同位元素等規制法」という。）第二十条の規定に基づいて定められる技術上の基準によつて行うものとする。

第六条～第二十三条 (略)

(記録等)

第二十四条 (略)

2 前項第一号については、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を初日とする三月ごと、一の年度ごと（眼の水晶体に受けた等価線量にあつては、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を初日とする三月ごと、一の年度ごと並びに第四条第一項第一号に規定する五年ごとに区分した各期間ごと）並びに一月測定職員については毎月一日を初日とする一月ごとに、その期間中における線量の測定の結果並びにこれに基づき算定した当該期間における実効線量及び等価線量をそれぞれ記録するものとする。

3・4 (略)

3 (略)

4 前三項に規定する測定並びにこれらの測定の結果に基づく実効線量及び等価線量の算定は、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号。以下「放射性同位元素等規制法」という。）第二十条の規定に基づいて定められる技術上の基準によつて行うものとする。

第六条～第二十三条 (略)

(記録等)

第二十四条 (略)

2 前項第一号については、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を初日とする三月ごと、一の年度ごと並びに一月測定職員については毎月一日を初日とする一月ごとに、その期間中における線量の測定の結果並びにこれに基づき算定した当該期間における実効線量及び等価線量をそれぞれ記録するものとする。

3・4 (略)